

「指定地域密着型通所介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定 第3390201485号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要介護」と認定された方が対象となります。
認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人四ツ葉会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市徳芳504番地
- (3) 電話番号 086-462-6211
- (4) 代表者氏名 理事長 山中 慎太郎
- (5) 設立年月 昭和47年7月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護
平成30年11月1日指定 倉敷市 3390201485号
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人四ツ葉会が開設するデイサービスセンターもくもくが行う指定地域密着型通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従事者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターもくもく
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市沖新町63番地7
- (5) 電話番号 086-476-8080
- (6) 事業所長(管理者)氏名 宇都宮 晶子

(7) 当事業所の運営方針 1 事業所の指定地域密着型通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成30年11月1日

(9) 利用定員 18人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 倉敷市（玉島、水島、児島、船穂、真備地区を除く）、

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土（※祝日営業）日曜日定休
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：00～17：00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置職員数
1. 施設長（管理者）	1名
2. 生活相談員	3名
3. 介護職員	8名
4. 看護師 兼 機能訓練指導員	3名
5. 調理員	2名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

☆選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

＜サービスの概要＞

☆共通的服务

①食事

- ・食事の準備・介助を行います。

②入浴

- ・必要に応じて入浴中の見守りや介助等を行います。

③排泄

- ・必要に応じて排泄介助を行います。

④機能訓練

- ・ご契約の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆ 選択的サービス

①若年性認知症ケア

40～65歳の若年性認知症のご契約者に対して、授産作業的なアクティビティー、スポーツ、創造的活動等、若年者のニーズを踏まえたプログラムを実施します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金および負担割合に応じた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

☆共通的服务（※ 3割負担の方は1割自己負担額の3倍をご負担いただきます）

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金	2. うち、介護保険から 給付される金額		1. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1				
（3～4時間） 4,160円	3,744円	3,328円	416円	832円
（4～5時間） 4,360円	3,924円	3,488円	436円	872円
（5～6時間） 6,570円	5,913円	5,256円	657円	1,314円
（6～7時間） 6,780円	6,102円	5,424円	678円	1,356円
（7～8時間） 7,530円	6,777円	6,024円	753円	1,506円
（8～9時間） 7,830円	7,047円	6,264円	783円	1,566円
要介護2				
（3～4時間） 4,780円	4,302円	3,824円	478円	956円
（4～5時間） 5,010円	4,509円	4,008円	501円	1,002円
（5～6時間） 7,760円	6,984円	6,208円	776円	1,552円
（6～7時間） 8,010円	7,209円	6,408円	801円	1,602円
（7～8時間） 8,890円	8,000円	7,110円	890円	1,780円
（8～9時間） 9,250円	8,325円	7,400円	925円	1,850円
要介護3				
（3～4時間） 5,400円	4,860円	4,320円	540円	1,080円
（4～5時間） 5,660円	5,094円	4,528円	566円	1,132円
（5～6時間） 8,960円	8,064円	7,168円	896円	1,792円
（6～7時間） 9,250円	8,325円	7,400円	925円	1,850円
（7～8時間） 10,320円	9,288円	8,256円	1,032円	2,064円
（8～9時間） 10,720円	9,648円	8,876円	1,072円	2,144円
要介護4				
（3～4時間） 6,000円	5,400円	4,800円	600円	1,200円
（4～5時間） 6,290円	5,661円	5,032円	629円	1,258円
（5～6時間） 10,130円	9,117円	8,104円	1,013円	2,026円
（6～7時間） 10,490円	9,441円	8,392円	1,049円	2,098円
（7～8時間） 11,720円	10,548円	9,376円	1,172円	2,344円
（8～9時間） 12,200円	10,980円	9,760円	1,220円	2,440円
要介護5				
（3～4時間） 6,630円	5,967円	5,304円	663円	1,326円
（4～5時間） 6,950円	6,255円	5,560円	695円	1,390円

(5～6 時間)	11,340 円	10,206 円	9,072 円	1,134 円	2,268 円
(6～7 時間)	11,720 円	10,548 円	9,376 円	1,172 円	2,344 円
(7～8 時間)	13,120 円	11,808 円	10,496 円	1,312 円	2,624 円
(8～9 時間)	13,650 円	12,285 円	10,920 円	1,365 円	2,730 円

☆加算対象サービス（※ 3割負担の方は1割自己負担額の3倍をご負担いただきます）

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

1. サービス利用料金	2. うち、介護保険から 給付される金額		2. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	
	1 割負担	2 割負担	1 割負担	2 割負担
① 入浴介助Ⅰ 400円	360円	320円	40円	80円
② 入浴介助Ⅱ 550円	495円	440円	55円	110円
③ 個別機能訓練加算Ⅰイ 560円	504円	448円	56円	112円
④ 個別機能訓練加算Ⅰロ 760円	684円	608円	76円	152円
⑤ 個別機能訓練加算Ⅱ 200円	180円	160円	20円	40円
⑥ 中重度者ケア体制加算 450円	405円	360円	45円	90円
⑦ 認知症加算 600円	540円	480円	60円	120円
⑧ 若年性認知症受入れ加算 600円	540円	480円	60円	120円
⑨ 時間延長サービス 500円（1時間につき）	450円	400円	50円	100円

※延長サービスは一日2時間まで

＜サービス提供体制強化加算＞

厚生労働大臣が定める基準に従いサービス提供体制の強化を行った場合には
区分に従い 1 回につき次に掲げる所定単位数を加算させていただきます。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 22 単位 |
| (2)サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 18 単位 |
| (3)サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 6 単位 |

＜介護職員処遇改善加算＞

厚生労働大臣が定める基準に従い介護職員の賃金の改善等を実施している場合
介護サービスの自己負担総額に対する法定割合額が介護職員処遇改善加算として
料金に加算されます。

- | | |
|----------------|------|
| (1)介護職員処遇改善加算Ⅰ | 9.2% |
| (2)介護職員処遇改善加算Ⅱ | 9.0% |
| (3)介護職員処遇改善加算Ⅲ | 8.0% |
| (4)介護職員処遇改善加算Ⅳ | 6.4% |

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。700円／一食あたり

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：1枚につき 88円（税込み）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月15日前後に請求の案内をお渡しいたしますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

※口座振替は毎月20日となります。

①口座振替（但し、トマト銀行に限る）

②窓口での現金支払（月曜～金曜 8：30～16：30）

③下記指定口座への振り込み（振り込み手数料はご負担ください）

トマト銀行 中庄支店 普通預金 1856392

社会福祉法人四ツ葉会 デイサービスセンターもくもく 理事長 山中慎太郎

（シャカイフクシホリシヨツバカイ デイサービスセンターモクモク リジチョウ ヤマナカシンタロウ）

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

但し、口座振替及び口座振込の場合は通帳記入及び依頼書控えに代えさせていただきます。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更する事ができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 宇都宮 晶子

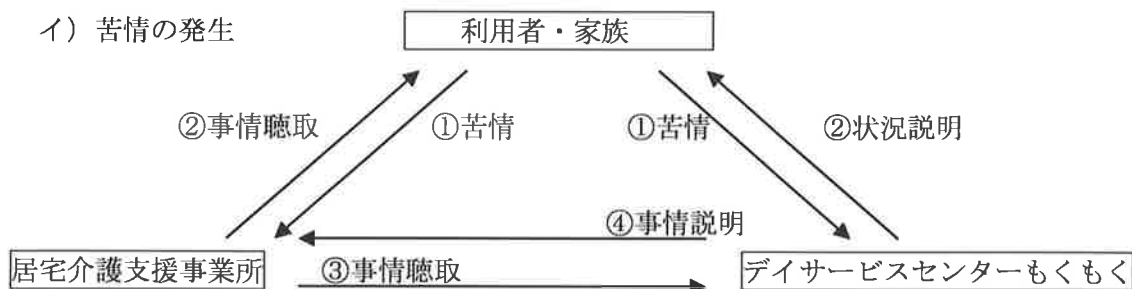
○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

倉敷市役所介護保険課	所在地：岡山県倉敷市西中新田 6 4 0 電話番号：086－426－3343 受付時間：8:30～17:15 月～金（祝日を除く）
岡山県 国民健康保険団体連合会	所在地：岡山県岡山市桑田町 1 7－5 電話番号：086－223－8811 受付時間：8:30～17:00 月～金（祝日を除く）

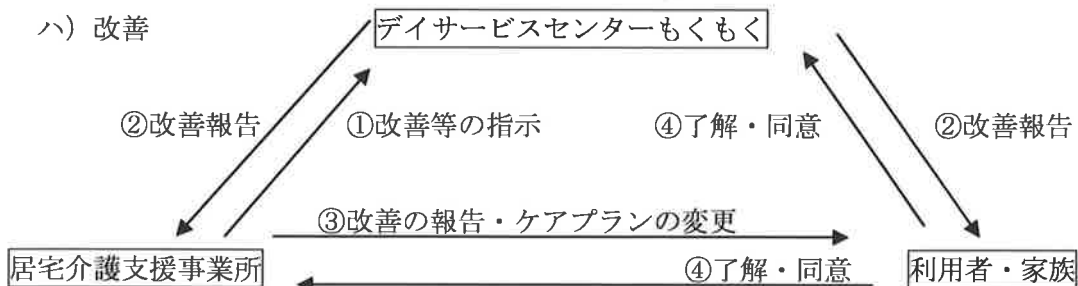
（3）苦情処理の体制・手順

イ）苦情の発生



ロ）協議 デイサービスセンターもくもく、居宅介護支援事業所による協議

ハ）改善



ニ）居宅介護支援事業所により市町村へ報告

7. 身体拘束・虐待の防止

（1）身体拘束と虐待の防止のための対策の対策を検討する委員会を設置しています。

（2）身体拘束と虐待の防止の為に指針を整備しています。

- ・事業所における身体拘束、虐待防止に関する基本的な考え方
- ・身体拘束、虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項
- ・身体拘束、虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(3) 身体拘束、虐待の防止のための従業員に対する研修を定期的(年2回以上)に実施しています。

(4) 前項1～3に関して身体拘束、虐待の防止に関する措置を適切に実施するため専任の担当者(管理者)を置いています。

8. 事故発生時の対応について

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者の担当ケアマネージャーに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 衛生管理

(1) サービスに利用する備品等は清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意します。

(2) 職員等は、感染症に関する知識の習得に努めます。

(3) 事業所内で感染者が認められた場合は、ただちに蔓延防止のため必要な措置を講じます。

(4) ご契約者に限らず、同居のご家族等がインフルエンザやノロウイルス等の感染症を発症された、もしくはその疑いがある場合は事業所まで速やかにご連絡下さい。症状次第では、やむを得ずご利用を中止させていただく場合もございますが、他利用者やスタッフへの影響も考慮し最善策を提案できるよう努めます。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医等の医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

11. 非常災害対策

(1) サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。

(2) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

12. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 事業所内での飲酒は原則禁止とします。

(2) 事業所内での喫煙は、所定の喫煙場所のみとします。

1 3. その他運営に関する重要事項

- (1) 本事業所は、事業を行うために必要な記録、帳簿を整備します。
- (2) この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとします。

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

デイサービスセンターもくもく

説明者職名 管理者

氏名

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者

住所

氏名

㊞

代筆者

住所

氏名

㊞

(続柄)

代理人

住所

氏名

㊞

(続柄)